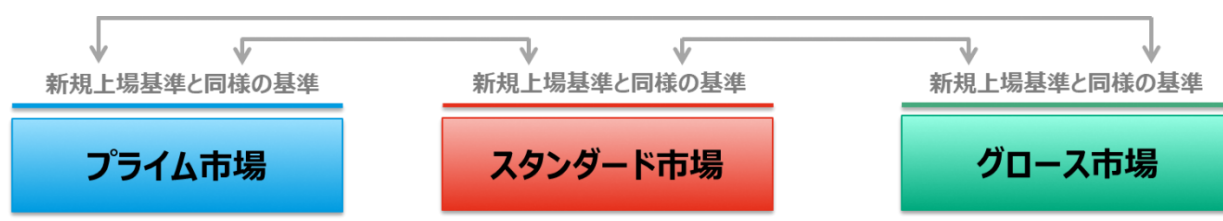


VIII 市場区分の変更

1 市場区分の変更までの流れ

(1) 市場区分の変更

東証では、下図のとおり、プライム市場、スタンダード市場、グロース市場との間における市場区分の変更が可能となっています。



ここでは、プライム市場又はグロース市場の上場企業がスタンダード市場への市場区分の変更申請を行う場合の審査内容について、以下、概説します。

(2) 市場区分の変更の時期及び市場区分の変更に係る手続き

①市場区分の変更の時期

市場区分の変更日は、市場区分の変更に際して公募又は売出し等（数量制限付分売を含む）を行う場合は市場区分の変更承認日（東証が市場区分の変更を承認する日をいいます。）の約2週間～4週間後、公募又は売出し等を行わない場合は市場区分の変更承認日の1週間後の日（当該日が休業日に当たるときは、順次繰り下げます。また、市場区分の変更承認日から市場区分の変更日までの間に祝日が2日以上ある場合、市場区分の変更日が市場区分の変更承認日から起算して5営業日目となるよう上場日を繰り下げます。）となります。

②市場区分の変更に係る手続き

市場区分の変更申請は、新規上場審査における通常申請と同様、基準事業年度にかかる定時株主総会終了後、市場区分の変更申請に伴い必要となる書類を東証に提出することにより行います（市場区分の変更申請日については、適当な日時をあらかじめ幹事証券会社と相談のうえ決定します）。なお、市場区分の変更申請も新規上場申請と同様、予備申請を行うことができます。

新規上場審査同様、主幹事証券会社は希望する市場区分の変更スケジュール（市場区分の変更申請予定日、市場区分の変更承認希望日、市場区分の変更希望日）を提示し、東証も提示され

た日程案を踏まえて、ヒアリング実施日等の審査スケジュール案を提示します。また、審査期間は、3か月を標準審査期間としておりますが、上場後の経過期間、上場以降の組織体制や事業内容の変化、申請会社グループの規模、繁忙時期、通常業務との兼ね合いなどにより、通常とは異なる回答書作成の期間設定や、ヒアリング回数の調整も可能です。なお、調整の結果、全体の審査期間も変動する可能性があります（標準審査期間に関わらず、海外への実地調査等が必要となる場合や祝祭日が多い場合には、余裕をもった審査日程をご検討ください。）。

(注1) 標準審査期間は審査の中で特段の問題が認められないケースを前提としており、審査の過程において審査上の問題点が発見された場合や、申請会社に関する報道や外部からの情報提供を含め、新たに未発覚の事実等が判明した場合などについては、その審査期間を延長する可能性があります。

また、スケジュールの変更により、申請日又は予備申請日から起算して1年間を超えて市場区分の変更日を設定する場合は、再申請の手続きが必要になります（例えば、4月1日に申請又は予備申請した場合は、翌年3月31日まで市場区分の変更をすることが可能です。）。

(注2) 審査上の論点が多岐にわたる場合等については、審査上の確認項目が多岐にわたることが想定されるため、3か月以上の審査期間の設定をお願いさせていただくケースがあります。

(注3) 幹事取引参加者による上場適格性調査に関する調査報告書を提出する場合で、かつ、以下のいずれかに該当する場合は、審査期間を2か月とすることが可能です。

- ・ 新規上場からの経過年数が3年以内であり、申請会社の上場以降の組織体制や事業内容等に大きな変化が見られない場合
- ・ 最近5年間（「最近」の計算は、市場区分の変更申請日を起算日としてさかのぼります。）において、たとえば、実効性の確保に係る措置やその他上場管理上の措置の適用を受けていない場合

(注4) 上記（注1）～（注3）のケースも含めスケジュールに関して調整したい事項や判断に迷うケースなどがありましたら、主幹事証券会社と相談のうえ、主幹事証券会社を通じてあらかじめご相談ください。

(注5) スタンダード市場への市場区分の変更は、幹事取引参加者による上場適格性調査に関する調査報告書を提出しない場合にも申請が可能です。その場合、標準審査期間の定めはありませんが、審査期間は3か月以上を想定します。ただし、最近5年間において、たとえば、実効性の確保に係る措置やその他上場管理上の措置の適用を受けていない場合等は、審査期間は2か月以上を想定します。

スタンダード市場への市場区分の変更申請を希望する会社は、市場区分の変更申請予定日の6か月前を目途に、相談窓口までご連絡をお願いします。

(相談窓口)

株式会社東京証券取引所 上場推進部

ipo@jpx.co.jp

2 市場区分の変更の基準

スタンダード市場への市場区分の変更に係る形式要件及び実質基準は以下のとおりです。

…市場区分の変更の形式要件一覧表…

項 目	基 準 の 内 容
①株主数 (市場区分の変更時見込み)	400人以上
②流通株式 (市場区分の変更時見込み)	a. 流通株式数 2,000単位以上 b. 流通株式時価総額 10億円以上 c. 流通株式数(比率) 25%以上
③事業継続年数	3か年以前から株式会社として継続的に事業活動をしていること
④純資産の額 (市場区分の変更時見込み)	連結純資産の額が正であること
⑤利額の額 (利益の額については連結経常利益金額)	最近1年間における利益の額が1億円以上
⑥虚偽記載又は不適正意見等	a. 最近2年間に終了する事業年度に係る有価証券報告書等に「虚偽記載」なし b. 最近2年間(最近1年間を除く)に終了する事業年度に係る財務諸表等の監査意見が「無限定適正」又は「限定付適正」 c. 最近1年間に終了する事業年度に係る財務諸表等の監査意見が原則として「無限定適正」、「中間財務諸表等が有用な情報を表示している旨の意見」又は「無限定の結論」 d. 次の(a)及び(b)に該当するものでないこと (a) 最近1年間に終了する事業年度に係る内部統制報告書に「評価結果を表明できない」旨の記載 (b) 最近1年間に終了する事業年度に係る内部統制監査報告書に「意見の表明をしない」旨の記載
⑦株式事務代行機関の設置	当取引所の承認する株式事務代行機関に委託しているか、又は当該株式事務代行機関から株式事務を受託する旨の内諾を得ていること
⑧単元株式数	100株となる見込みのあること
⑨株券等の種類	市場区分の変更申請に係る内国株券が、次のaからcのいずれかであること a. 議決権付株式を1種類のみ発行している会社における当該

	<p>議決権付株式</p> <p>b. 複数の種類の議決権付株式を発行している会社において、経済的利益を受ける権利の価額等が他のいずれかの種類の議決権付株式よりも高い種類の議決権付株式</p> <p>c. 無議決権株式</p>
⑩株式の譲渡制限	株式の譲渡につき制限を行っていないこと又は制限を行わないこととなる見込みのあること
⑪指定振替機関における取扱い	指定振替機関の振替業における取扱いの対象であること又は取扱いの対象となる見込みのあること
⑫合併等の実施の見込み	<p>次の a 及び b に該当するものでないこと</p> <p>a. 市場区分の変更申請日以後、基準事業年度の末日から 2 年以内に、合併、会社分割、子会社化若しくは非子会社化若しくは事業の譲受け若しくは譲渡を行う予定があり、かつ、申請会社が当該行為により実質的な存続会社でなくなる場合</p> <p>b. 申請会社が解散会社となる合併、他の会社の完全子会社となる株式交換又は株式移転を基準事業年度の末日から 2 年以内に行う予定のある場合（市場区分の変更日以前に行う予定のある場合を除く。）</p>

…市場区分の変更の実質基準一覧表…

項 目	基 準 の 内 容
①企業の継続性及び収益性	継続的に事業を営み、かつ、安定的な収益基盤を有していること
②企業経営の健全性	事業を公正かつ忠実に遂行していること
③企業のコーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の有効性	コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制が適切に整備され、機能していること
④企業内容等の開示の適正性	企業内容等の開示を適正に行うことができる状況にあること
⑤その他公益又は投資者保護の観点から東証が必要と認める事項	—

3 市場区分の変更審査の内容

スタンダード市場への市場区分の変更の際の形式要件については、本章の「2 市場区分の変更の基準」に記載した各項目に適合しているのかの審査を行います。形式要件の取り扱いについては、「II 形式要件」を参照してください。

また、実質基準の項目の審査（以下「市場区分の変更審査」といいます。）については、申請会社が東証に提出する「市場区分の変更申請のための有価証券報告書（Iの部）」及び「市場区分の変更申請のための有価証券報告書（IIの部）」に記載された内容を主な審査対象項目として、申請会社へのヒアリング等を通じて基準への適合状況を確認します。

市場区分の変更審査の内容については、「III 上場審査の内容」に準じ、新規上場における審査と同様の観点から行うこととなりますので、そちらを参照してください。

なお、会社のコーポレート・ガバナンス及び内部管理体制並びに企業内容等の開示実績等の状況から当取引所が適当と認める場合には、「企業経営の健全性」、「企業のコーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の有効性」、「企業内容等の開示の適正性」、「その他公益又は投資者保護の観点から東証が必要と認める事項」の審査基準に適合するものとして取り扱います（ガイドラインVII（1））。具体的には、最近5年間（「最近」の計算は、市場区分の変更申請日を起算日としてさかのぼります。）において、たとえば実効性の確保に係る措置（規程第503条から第509条までの規定に基づき行われる措置をいいます。）やその他上場管理上の措置の適用を受けていない上場会社が申請を行う場合には、「企業の継続性及び収益性」を中心に審査します。その場合、IIの部及びその添付書類を一部省略することができます（ただし、スタンダード市場への市場区分の変更申請日が、グロース市場への新規上場日から起算して3年を経過していない会社を除く）。自社が当該取扱いの対象となるかどうかは、相談窓口へのお問い合わせによって確認いただけます。ただし、IIの部の記載事項等を一部省略した場合も、審査で必要と判断した場合は「企業経営の健全性」、「企業のコーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の有効性」、「企業内容等の開示の適正性」、「その他公益又は投資者保護の観点から東証が必要と認める事項」について確認することがありますのでご注意ください。

また、最近5年間において実効性確保措置の適用を受けた上場会社が、市場区分の変更申請を行った場合には、内部管理体制の有効性及び企業内容等の開示の適正性の審査に際し、実効性確保措置の適用時に策定した改善計画等が適切に履行されているかについて確認します（ガイドラインVII（4））。